

税理士会の要望実現のために活動しています

近畿税政連

平成28年(2016年)

7月10日

第217号

発行所 近畿税理士政治連盟
発行人 久保直己/編集人 小川由美子

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



滋賀の西洋水蓮（滋賀県草津水生植物園）

撮影：辻 智昭（奈良支部）

■ 「税は政治なり」	2
■ 第50回定期大会のお知らせ	6

焦点

平成26年度の税理士法改正において、法第3条第3項が新設された。その具体的な運用については税理士をはじめ多くの関係者が注目していたところである。

5月19日に開催された国税審議会税理士分科会で、当時の参議院財政金融委員会においてなされた質疑・答弁が資料として出され、この条文新設の経緯と主旨が明確にされている。この質疑は、われわれが国会議員に要望し、財務大臣が答弁したものである。分科会で、日本公認会計士協会は現行の実務補習で十分であるとの説明をしたが、ここで議論すべきは、国税審議会の指定する研修が税理士試験合格者

真の代弁者を応援

と同程度の学識を習得できるものであるかどうかである。この議論をもとに、6月3日の同分科会において「実務補習の充実策等(案)」が出され、税法に関する研修は全国統一問題で同一日時に実施され、考査の合格基準を6割以上とし、その考査と修了考査については透明性向上の観点から、過去5年分の試験問題を公認会計士協会等のHPにて公開する。これを国税審議会が指定する研修とすることとされた。

我々の要望が国会において実現する過程で、質疑・答弁として残されることが非常に重要である。所属政党に関わらず、税理士会に対して理解があり、しかるべき場所において我々の代弁者となる国会議員をしっかりと応援していかなければならない。

『税は政治なり』～税理士会の要望実現のために活動しています～

近畿税理士政治連盟 広報委員長 小川由美子

私が副幹事長になり、早くも10ヶ月が過ぎようとしています。

この間、皆様に支えていただきながら、様々なことを経験することができました。この場をお借りして感謝申し上げます。

その中で印象に残っているのは、新入会員の証票伝達式や各支部の定期大会で、税理士政治連盟の活動や必要性を伝える機会を与えていただいたことです。

しかし、そこで強く感じたことは、税理士政治連盟の活動や必要性が正しく理解されていないということです。

よく耳にする言葉は「会員になった覚えがない」というものですが、実は、近畿税理士政治連盟の規約第6条に「近畿税理士会に入会している税理士会員は、その資格において会員となる」と規定されています。要するに近畿税理士会に入会した時点で、同時に全員が近畿税理士政治連盟の会員になるという事です。



小川由美子

では、ここで出てくる疑問が「税理士会があるのに、さらに税理士政治連盟が必要なのか」ということです。それは、税理士会は税理士法により設立された、強制入会制度の特別法人であるため、政治活動を行うことが出来ないためです。

そうすると、さらに出てくる疑問が「税理士に政治活動が必要なのか」ということです。毎年の税制改正に対して、日本税理士会連合会は、唯一の税務の専門家として税理士法第49条の11に規定されている建議権により、建議書を権限のある官公署へ提出します。

しかし、建議するだけで税理士会が望むような税制改正が行われるのでしょうか。その答えは「NO」です。もし、建議するだけで、税理士会が望むような税制改正が出来るのであれば、そもそも税理士政治連盟が誕生することは無かったはずです。

税理士に一番身近である税理士法でさえ国会で審議されるため、税理士制度を維持し、その拡大・発展を図るには政治を離れて考えることは出来ないのです。

つまり「税理士制度の擁護、発展及び税理士の権益の確保・拡充」という目的を達成するために、税理士の立場から政治活動を通じて解決を図る必要があると言うことです。

それでは、税理士政治連盟の具体的な活動は何かと言うと、税理士会の要望の実現に向けて、政党や国会議員等に働きかけをすることです。そして、その効果を最大限に引き出すために、選挙の際には推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行い、推薦候補者を国政の場へ送ることなのです。

また、組織と組織、人と人との信頼関係の構築には長い年月が必要なため「税理士による国会議員等後援会」を結成して、国会議員等と常日頃から交流をもち、国会の情勢や生きた政治の動き等の情報を得ると同時に、税理士の要望を十分に伝え理解していただくことです。

いかがでしょうか。税理士政治連盟の活動と必要性を少しおわかりいただけましたでしょうか。

決して特定の政治思想や政党の主義主張を実現するための団体ではなく、また、個人の思想・信条を制約するものでもありません。ただ税理士制度の維持発展のため、そして税理士のクライアント先である中小企業者を守るためだけに税理士会の政治部門として活動している団体なのです。

その活動に必要な財政は、会費と寄附金によって賄われています。税理士政治連盟が活発な活動をするためには、活動資金が必要になります。税理士会の政治部門として活動しているのならば、税理士会から寄附を受けて活動すれば良いのではと思われるでしょう。確かに政治資金規正法が改正され



目次	焦点.....	1
	「税は政治なり」.....	2
	後援会ニュース.....	4
	かんさいすずめ.....	7
	銀河系.....	7

るまでは、活動費の大半は税理士会が負担をしていました。しかし、改正後はいかなる団体も寄附をすることは許されていません。

そこで、その活動費を税理士会のすべての会員が等分に負担いただくため、会費制をとらせていただいています。税理士法第1条の税理士の使命に書かれている義務を達成するためにも、税理士として活動されている先生方に、税理士政治連盟は義務加入であるご理解をいただき、会費の納入をお願いしています。納入いただいた会費は、税理士政治連盟の活動にご理解をいただいた、暖かい支援の心がこもったものでありますから、大切に使用させていただいております。その用途については、毎年9月に、定期大会を開催しご報告するとともに、この紙面にも掲載をしております。

どうか、税理士政治連盟の活動と必要性をご理解いただき、末永い税理士制度の維持発展のためにお力添えをいただき、ご支援の程をよろしく願います。

【参考資料(日本税理士政治連盟発行「税政連のしおり」より)】

●税理士法

【税理士の使命】

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

【建議権】

第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。
第49条の15 …第49条の11の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

●税理士会との違い

税理士会は、会員の業務の改善進歩に資するため、指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としています。更に税務行政や税理士の権益に関連する制度などについて調査研究を行い、必要に応じこれらの事項について建議し又は諮問に答申する役割があります。後者は、法律に関わるものであり、立法化されて初めて価値のあるものとなります。このように我々の身分と業務は法律に密接に関係しており、より良いものにするには、政治力が必要になります。ところが税理士会は特別法人であり政治活動が制限されているので、税政連が税理士会の要望の実現に向けて政治活動をしています。

●税政連の生い立ち

日本税理士政治連盟の前身である全国納税者政治連盟は、政府の税理士法改正作業が進められる中、昭和38年10月17日、東京・日比谷公会堂に全国から税理士及び一般納税者約3,500人を集め、政界をはじめ来賓多数を迎えて盛大な結成式を行いました。この組織は、税理士会員とその関与先及び家族、従業員が大同団結して、納税者を真に理解し、明るい税務行政の樹立のために貢献を惜しまない政治家を国政に送り、全納税者がひとしく社会福祉の恵沢を確保しようとすることにありました。

全国納税者政治連盟は、昭和43年に日本税理士会連合会との関係をより明確化するため、日本税理士政治連盟と名称を変更して今日に至っております。

この間、税理士法の改正を実現し、税制改正、商法改正、職域の防衛・拡大等に組織をあげて対応してきました。

トップを飾る写真を募集しています



近畿税政連では、①近畿税理士政治連盟HP (<http://www.kinzeisei.jp/>) のトップページの写真、②近畿税政連の広報紙の表紙写真を募集しています。

テーマは、①HPの写真は近畿地方のお城の写真です。②広報紙の表紙写真は自由です。

トップを飾るふさわしい写真をお待ちしております。

※作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、利用させていただきます。 ※作品は未発表作品に限ります。

○応募先○

●メール(データ)での提出される場合は、作品と名前・支部名・登録番号を記載の上、info@kinzeisei.jpまで送付してください。

●現像での提出の場合は、

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階 近畿税理士政治連盟 広報委員会 行き

後援会ニュース

うえの賢一郎後援会

税理士によるうえの賢一郎後援会定期総会が、1月30日に滋賀県長浜市の長浜ロイヤルホテルにて開催された。

来賓として、近税政から久保直己会長、田達満幹事長、鈴木勝博滋賀県支部連会長が出席した。



古澤宏之幹事長の司会により開会し、本城善男会長のあいさつの後、直ちに議事に入った。

第1号議案から第6号議案まで議長より詳細な説明がなされ、監査報告があり、すべての議案について満場一致により可決承認された。

その後、久保近税政会長より「上野議員におかれては、今後とも税理士制度の益々の発展に向けてご尽力をいただき、我々としてこれからも全力をもって支援していきたい」とのあいさつがあった。

引き続き懇親会へと移り、一同和やかに歓談した。上野議員は、各テーブルに臨席し、各会員との懇親を温めるとともに、それぞれにおいて、日頃の国会における活動や国会運営の動静の報告を行うとともに、各会員から地域経済、行政運営等についての情報収集を精力的に行っていた。最後に「今後とも税理士の皆様と力を合わせて景気対策の問題にも取り組んでいきたい」と述べ、懇親会は盛会のうちに散会となった。

(大津支部 高山恵一郎)

北側一雄後援会 新春懇話会

日時 平成28年2月5日

場所 ホテル・アゴーラリージェンシー堺

来賓 辻井賢博 近税政副会長

北側一雄衆議院議員による新春懇話会が開催された。古淵孝仁幹事長の司会により開会がなされ、井上宗保後援会副会長の開会のあいさつの後、来賓として辻井近税政副会長から「税政連活動に対してなお一層のご理解、ご支援をお願いします」とのあいさつがあった。



続いて、北側議員より「我が国が抱えている最大の課題は人口減少・高齢化が更に進む中であって、我が国の経済をいかに維持・発展させていくにはどうすればよいか。また、社会保障費が増えていく中で、無駄を排しながらどう賄っていくかが国内財政の課題である。外交面では、北朝鮮や中東での問題行動があるが、国際社会の平和・安定は我が国の国益にとって不可欠であるため、国政の舵取りをしっかりとしていかなければならない」との話があった。次に来年の税制改正に関する資料に基づいて、特に消費税の軽減税率制度の導入について詳しく説明があった。最後に「皆様から頑張っていると評価を頂けるような働きを今後も国政の場でやっていく」との力強い言葉があった。

懇話会終了後、意見交換会が開催された。北側議員と会員は親しく意見交換がなされ、盛会裏に終了した。

(堺支部 東俊夫)

高市早苗後援会 新春のつどい

日時 平成28年2月6日
 場所 奈良ロイヤルホテル
 来賓 高市 早苗 総務大臣(奈良2区)
 田 達満 近税政幹事長
 山本 眞市 近税政奈良県支部連会長
 岩田 守生 近税会奈良支部長



◆武野勝文 会長 あいさつ

高市大臣との新春のつどいを開催したところ、多くの会員にご参加頂き感謝する。厳しい世界情勢、経済環境の時期に総務大臣として重責を担っていただいている。アベノミクス等の波及効果等をお聞きしたい。

◆田 達満 近税政幹事長 あいさつ

現在、高市議員は総務大臣として活躍されており、後援会も活発に活動し、高市大臣を支えていただいている。税制改正で軽減税率が導入されるのでしっかり対応していただきたい。

◆高市早苗 総務大臣 国政報告会

総務省として急な北朝鮮のミサイル発射で対応に追われている。消防本部への連絡網確認、電波監理等で万全を期し、24時間有人体制を取って国民を守っている。

税制改正では経済産業省の立場で意見を述べていたが、今度は総務省の立場で意見を表明する。注目の消費税の軽減税率では困っている。地方消費税の減収でも地方の財源はしっかり確保したいと議論している。

(奈良支部 黒田有紀)

松本たけあき後援会

日時 平成28年2月6日
 場所 森富
 来賓 松本たけあき 衆議院議員
 徳富 勲 近税政副会長
 後藤 加代子 兵庫県第4支部連会長



税理士による松本たけあき後援会の定期大会が開催された。橋本敬司会員の司会により開会し、藤岡保会員が議長に選出され、第1号から第2号までの全議案が可決承認された。

○松本たけあき 衆議院議員 あいさつ

昨年、無所属となって、新たな一步として進んでいる。政治を志したときから政権を担当したいと思ってきた。民主党の仲間とは、これから一緒にやっていくことが難しくなり離党した。来週には租税法案の審議に入る予定で、今回の税法の目玉は軽減税率だ。しかし、予定していた社会保障費が削減される恐れがあり、大変懸念している。

○徳富勲 近税政副会長 あいさつ

役員が変更になって体制が変わる方針だ。事を成すには、ある程度長きに渡ってやる方がいい仕事ができる。その点、政治家は、立法に携わっているので、最高の仕事ができると思う。各議員の方々は、既に選挙態勢に入っている。

○後藤加代子 兵庫県第4支部連会長 あいさつ

松本議員には、いつも納税相談の視察に会場していただき感謝している。これからも税に関しての深いご理解と後押しをお願いしたい。

(姫路支部 上野政則)

中山泰秀後援会

税理士とその関与先による中山泰秀後援会第12回定期大会が開催された。

日時 平成28年4月11日

場所 ホテル モントレ ラ・スール大阪

来賓 中山 正暉 元衆議院議員

井戸本泰次 近税政副会長

田 達満 近税政幹事長

横田 治 近税政大阪府第2支部連幹事長

旭輝明会員の司会により開会し、新田博之後



援会会長が「本日、中山泰秀衆議院議員は公務多忙のため、残念ながら出席されていないが、自民党大阪府連会長をはじめ要職にある中山議員を支え、さらなる税理士制度の発展に向けて頑張っていたきたい」とあいさつをした。

次いで、見浪一敏会員が議長に選出されて議事に入り、上程された全議案は、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

来賓の井戸本近税政副会長から、総会無事終了の祝辞と「後援会活動に積極的にご協力頂いており有難うございます」と謝辞があった。

引き続き、川崎哲之会員の司会により講演会が開始された。中山正暉元議員は、日本の明治維新以降の隠れた政治史などについて、貴重な資料に基づき分かり易く講演された。

その後、今中徳治幹事長の乾杯で懇親会が開催された。中山議員は東京から映像での参加となり、懇親会は和やかな雰囲気の中に散会となった。

(住吉支部 仕田原恒雄)

第4回

『川柳』『書道』コンテスト 応募締切のお知らせ

第4回「川柳」・「書道」コンテストは、6月17日をもって作品応募を締め切りました。たくさんのご応募ありがとうございました。

審査結果の発表、表彰式等につきましては、9月中旬を予定しております。

また、入賞作品は、平成29年新年号に掲載いたします。

近畿税理士政治連盟 第50回定期大会

日時 平成28年9月9日(金)13時～

場所 帝国ホテル大阪

高血圧？

私もついに（以前から血の気は多かったが）高血圧の仲間入り、降圧剤とのおつきあいが始まった。薬の世話になるまでも1年以上抵抗した。

きっかけは、知り合いの医師と深夜、いやいや朝まで飲んでいるとき「血圧が高いといわれているが、降圧剤飲みたくないんやけど」と相談したところ、彼からは「飲んどくほうがいいよ」と助言され、渋々循環器科へ。なんとか逃げるつもりであったが、そこでも医師より「お年寄りがよくいますね、ぴんぴんころりと逝きたいといわれるが、そんな都合のいい話はない。今の医療技術は状態にもよるが、75%程の確率で蘇生させてしまう。あとは解るよね、元気に動ければいいけど、予防のためにもね。血圧が高いと早く血管がもろくなるからね、いやならいいけど」と説得され「飲みます！」と瞬殺された。

薬を処方され、後日診察へ「下がってないね、別な薬を、まだ駄目ね」三度目の正直、やっと効果が。ところが何日かは無気力になり、飲むと露骨に目の前真っ暗。体は徐々に慣れ、今では服薬しないと、なんだか頭がズキズキと感じる。

その医師のアドバイスは、たばこはやめる（血管を錆びさせる）、毎日朝夕血圧を測る（認識と管理）、毎日20分止まらずに少し早歩き（カロリーの消費）、カップラーメンの汁は飲まない（減塩）、卵は週3個まで、肉を控える（脂肪を控える）、休肝日を週1日以上作る（控えめな飲酒）。うーん難しいというか、ほぼ無理でしょう。でもほんの少し頑張ると少し改善。アルコールは血圧を下げる反面、量が増えると高血圧の原因に。アルコール換算で1日30ml(日本酒1合、ビール大瓶1本以下)が百薬の長らしい。みなさんいかがですか？



(茨木支部 中川巖)

近税政本部のうごき

- 第4回政策委員会（6月10日）
 - 50周年記念式典の開催について
 - 近税政ホームページのリニューアルについて
 - 組織拡充のための施策提言について
 - その他
- 第6回広報委員会（6月10日）
 - 機関紙第215号（5月号）及び第216号（6月号）の批評
 - 機関紙第217号（7月号）の編集に関する件
 - 機関紙第218号の編集企画に関する件
 - その他

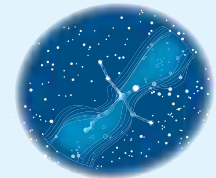
お詫びと訂正

本紙第215号10面左の「むねきよ皇一後援会設立総会」の記事で、12行目の会員のお名前を「吉城哲也」と表記しておりますが、正しくは「吉城鉄也」です。訂正してお詫びいたします。

「表紙」題字：「第3回川柳・書道コンテスト」
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品
(作＝今田幸史 伊丹支部)

銀河系

「食品ロス」



全世界では消費者向けに生産された食料の約3分の1が毎年ゴミとして廃棄されています。日本の食品廃棄物発生量は年間約1700万トンで、そのうち本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」は約500万から800万トンにのぼります。この量は、世界全体の食料援助量の約2倍にあたり、そのうち一般家庭からの食品ロスは約200万から400万トンで約半数を占めているそうです。(平成23年度農林水産省)

日本は、米国やフランスなどに次いで世界有数の食料廃棄国です。こうした現状に対して、フランスやEU各国では、品質に問題のない食品は「フードバンク」を通じて、生活困窮者などに配られています。日本でも消費者庁、内閣府など6府省庁が連携し官民あげて《NO—FOODLOSSプロジェクト》『「もったいない」を取り戻そう』を合言葉に、食品ロスの削減を目指しています。(西宮支部 森本幸子)